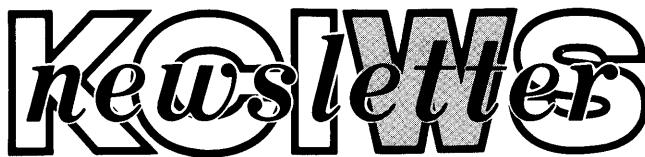


NO. 4  
March '88



神戸女学院大学  
女性学  
インスティチュート

## 二つの文化

松田高志

10年以上も前になりますが、ドイツに留学していた折、大学が休みに入ると、よく学生の安ツァーに参加し、ヨーロッパを方々回りましたが、その中で特に印象的だったのは、ギリシャのクレタ島に旅行した時です。それまでは、ヨーロッパ大陸の、何かにつけサイズの大きな、どこか威圧感のある文明に些か閉口していたのですが、このクレタ島にやって来て初めて我が家に帰ったようなほっとしたものを感じました。ここでは大分様子が違って、万事親しみやすい気がした訳です。ヘラクリオンという町の混雑した狭い通りを歩いていて、同行の淡路福良出身の者が、思わず「福良を歩いているみたいだ」と云ったのもなるほどとうなづけたほどです。

四国の半分位の大きさで、美しい海に囲まれ、穏やかな気候に恵まれていて、瀬戸内海の沿岸を思わせる風土ですが、そこに少し滞在して、いかにも平和な島だという気がしました。御承知のように、B.C.2600年頃から、B.C.1400年頃まで、ミノア文化と云われるものが栄えた所ですが、発掘された遺跡や発掘物を見て、何千年も前のものとは思えないモダンな感覚と親しみやすさに感心すると共に、思いがけないところで同類に出会ったような気がして興奮をおぼえたものです。

ヨーロッパ大陸には、頑丈な城壁や威容を誇る城や神殿が多く見られますが、ここには、そのような城壁も城も神殿らしきものもなく、あるものといえば、例の「迷路」で有名なクッソスのような、快適生活を第一に考えたらしいそう大きくはない宮殿です。そこでは、風通し、採光、温度調節等の他、遊びの要素を考えられて、吹抜けや中庭、階段、廊下、柱、壁画等が実に面白く配置されています。(これが「迷路」と云われる所似かもしれません。)その壁画も、可憐な草花や小鳥、猿、猫、鹿といった動物、それに海も動物や海草類などが色彩豊かに生き生きと画かれ、いずれもやさしい感じの親しみやすいものばかりです。最も有名なものは、美術史の教科書によく出てくる通称パリ・ジェンヌと云われる壁画ですが、色彩もあざやかな、全く現代的な感じのする、自信に満ちた魅力的な女性の横顔です。他に、豊満ながら

だつきの女神像の彫刻も残っていますが、これらを見て、女性がいかにものびやかに暮らしていたであろうということが想像出来ました。

このような文化を生み出した人々は、オリーブとぶどうを輸出し、貿易によって外国とうまく交渉しつつ、豊かで平和な生活を楽しんでいたようですが、ヨーロッパ大陸やオリエントのような、おそらく戦争に明け暮れていた世界と比べて、このような文化を見ると、平和であることと文化の質との関係についていろいろと考えない訳にはいきませんでした。まことに単純な思いつきですが、ここで思ったことは、ただ戦争をしていないだけでなく、戦争の影もほとんどないこのような平和な世界において初めて、心の底からほっと出来るような芸術も生まれ、又男性も女性も自然で生き生きした暮らしが出来るのだということでした。一つの歴史観として、文明、文化の発達が、対立や競争、要するに戦争によつてもたらされるという考え方もあり、確かにそうして生み出された文明、文化も多いでしょうが、しかしそれとは全く別に、平和裡に、そして平和故に生み出された文化もあるということ、そしてそれは一見何気ない、単純なもののように見えて、しかし、他のどのようなものより心の底に響くような味わいがあるのではないか、ということでした。

ところで、今日の我が国のように、むしろ自由競争を奨励したり、少なくとも競争を必要悪として、あるいはやむをえないものとして受け入れようとしている社会において、このような考えは、まことにのんきな発想であるかもしれません、しかしそもそも人間にとて競争とか戦争は一体何なのか、又平和は一体何であるかについてもっとよく考えてみたいという気がしています。

以上

## 1988年AWI国際会議について

高瀬ふみ子

AWIは本年6月、インドネシアにおいて、国際会議を開催いたします。3年毎の会議も1972年、梨花女子大学における第一回会議以来、ベイルート大学、東京女子大学、マニラと回を重ねて、1985年、香港Y M C Aにおいての第

5回会議（この会議は、AWI創立10周年記念式を兼ね、本大学が加盟）に引き続いて第六回国会議となります。

その要項は下記の通りであります。

本会議テーマ：“Together for Justice Through Education and Development”

場所：Satya Wacana Christian University  
Salatiga, Central Java インドネシア

日程：1988年6月28日～30日 Educational Conference  
7月1日～4日 Presidents Consultations  
7月5日～7日 Ex. Committee Meeting

講演者1：Dr. Patricia Magdamo

(Chairperson of the Association of Christian for Women's Education and Development in Asia、ビルマ、現在アメリカ在住)

テーマ：Together for Justice Through Education and Development

講演者2：Mrs. Asma Jahangir

テーマ：Legal and Political Justice

講演者3：Father T.A. Mathias (教育者、インド)

テーマ：Justice in all aspects of Education and Development

研究課題として提案されている諸問題は——各国における“Justice”および“Development”的定義・女性に対する様々な不当行為・権利侵害・職業上の女性差別・低賃金・昇進等における差別・女性能力の低評価・社会ならびに家庭における男女平等と能力開発の必要・変動する社会における女性の必要とするもの。女性に対する暴力と女性の法律上の権利・女性の健康問題・女性の貢献・自立・潜在能力の開発・女性への劣等視撤回の方法。女性を家庭に閉じこめようとする偏見と慣習の排除・女性の国家発展と世界平和への寄与能力の認識・女性の尊厳の認識。女性選挙権・国政および公職参加。女性問題に関する資料不足のは是正・女性・児童・医療享受の権利・家族計画・女性への法的援助・女性の保全をおびやかす侮蔑的差別待遇に対する社会的・政治的・法的対策・学校教育等における女性研究の重視性等々——

この会議のテーマ・講演者のテーマにみられるように、核となる言葉、“Justice,” “Education,” “Development,”そして、“Together”のもつ面を網羅し女性問題をとり上げて、解決策を講じようとする努力が、この会議の原動力であると考えられます。1975年から1985年にいたる「国連婦人の10年」は終わりました。しかし、女性に対する抑圧・差別が軽くなったとは言えない現状の認識が、各国の女性に、お互い、つながりをもって、正義と人権擁護の「実践」を求めて歩み出させたといえましょう。

昨年、関西の女性大学生が「均等法調査団」を結成して、女子学生採用状況を実地に調査し、労働省大阪婦人少年室へ実情を訴えに行ったことも、起るべくして起った動きといえます。女性に対する暴力事件が頻発し、蔑称をもって他人を罵倒しても、加害者が男性で、被害者が女性の場合、こういった人権侵害の恐れのある事件も、有耶無耶に処理され、女性の意見は無視される。身近にこういった差別を耳にし、体験している状況下にあって、女性達が、現状を正しく把握し、正しく変えてゆくために、個別では無力であっても、国境を超越して力を結集して、盡力しようとする、AWI国際会議は、その成果が大いに期待され、注目されます。

## 女性学講座の開設に向けて

床谷文雄

国立婦人教育会館の発行している「昭和62年度高等学校教育機関における女性学関連講座開設状況調査結果報告」によると、女性学関連の講座をおいている大学はわずかづつではあるが確実に増加している。そこでいう女性学関連講座には、女性・婦人等を名称に使って開講されている「女性学科」と既存の科目に女性学の視点を持ち込んで行われているものがある。前者は一般教育科目として開かれているもの（総合科目として開講するところが増加している）と専門科目として開かれているものがほぼ半々であるのにたいして、後者は圧倒的に専門科目の方が多い。大学によっては学生向けの講義を学外者にも公開しているし、主として学外者を対象として行う公開講座においてこの問題を取り上げているところもある。本学もこの調査に回答しているが、別府教授のAmerican Novel（専門）、岡本道雄教授の專攻ゼミ、人間論入門（専門）、それに私の担当する法学（一般教育）が上げられているに過ぎない。回答を寄せられなかつた先生方のなかにもここに上げるべき内容の講義をされている方がおられると思われるが、それにしても現代に生きる女子の高等教育機関としては寂しい状況である。女性学インスティチュートの講演会で上野千鶴子氏が皮肉っていたけれども（女性学評論創刊号53頁）、女性学の研究所はあっても講座がないのはやはり問題であろう。「女性学」の総合講座を開いてはどうかということは、別府教授（現研究所所長）もニュースレター1号で提案されている。各大学にはそれぞれの事情があるので、他大学の例をそのままにまねることはできないが、参考に

はなるので、女性学インスティチュートが中心になって、一般教育検討委員会、カリキュラム委員会にも諮りながら「女性学」講座の実現を目指してほしい。そこで、段階的な実現のための1つのプランを示してみたい。

1 女性学研究会（分科会）で各人の専門領域または関心のある領域で女性にかかわる問題を拾い上げ学生にたいする入門的な講義として話すのに適した材料を拾ってみる（88年前期）。既存の科目のなかでより深く取り扱っているもの、取り扱っていないとするものは除く。非常勤講師として適当な人があれば、その人の担当可能性も検討する。そして、全体的なまとまりが取れるようには話題の一覧表を作る。これには研究所の総合研究助成に準じた予算を提供する必要がある。

2 連続講演会の形で、学内の有志向けのものとして試してみる（88年後期）。担当者だけでなく関係者は皆が集まるような時間に設定する必要がある。問題点の洗い直しのため、相互に検討しあう必要があるからである。

3 神戸女学院公開講座（89年春と秋）で「女性」を主題として6回づつ計12回の講演を行う。内容は、先の連続講演会の結果などをみながら決めていくべきであろうが、たとえば、①文学にあらわれた女性（日本／外国）②現代の女性の心理／家族とくに母子関係の心理③歴史のなかの女性（女性の発見）④アジアの女性と社会⑤法の中の女性⑥女性と就労⑦現代社会と女性の体（健康）⑧女性と生涯教育⑨高齢社会と女性⑩イエスをめぐる女性たち、などはどうであろうか（春と秋でそれぞれある程度のまとまりがあるように編成する）。

4 一般教育科目として（仮称）「女性の科学Ⅰ」（1・2年対象）を開講する（90年）。上記の公開講座の題材のうち6つを選び、各人の持ち時間を4回に拡張する。これを内容の近いものでまとめて、前期後期各2単位に振り分け（12のものを交代で担当する）、人文、社会、自然の各分野の修得すべき単位のなかに算入する。制度上算入が困難なときは、必要単位外の任意科目とともにやむを得ない。このような総合科目とする場合の難点は、複数の担当者の時間を揃えるために他の開講科目への影響が大きいことである。とくに全学部にわたって編成するとなると、現状においてもかなりしんどいのに実現不可能、という声が出そうである。しかし、各期3人であればなんとかなるのではないか、と期待するが、どうであろうか。専任のメンバーは2～3年に一度担当するなど適宜交代しながら、非常勤講師を加えて運営していくようにしてはどうかと思う。

5 何年かやってみてこれが波に乗るようであれば、専門科目として「女性と科学Ⅱ」（3・4年対象）を開

講する。これは任意科目とするしかないであろう。これまでの講演会等での経験から、上級生のほうが主体的に女性の問題に取り組んでいく姿勢を示すことが明らかなので、より深く、しかし総合科目的に（単独の担当者による専門科目のなかでの女性学的視点の展開とは別に）学び、考える機会を提供するためである。カリキュラム編成の面では一般教育科目以上に困難であると思うが、学生の意欲を伸ばすためにはぜひとも必要であろう。

実現するにはまだまだ多くの問題があるでしょうが、女性学インスティチュートが単なる講演会や対外的な折衝のための事務局、あるいは個人的な研究を公表するための場作りの役割を果たすにとどまるのではなく、主体的な研究機関に成長することを、そしてその第一歩として、「女性学」講座の開設に取り組まれることを願っている。

（1988-1-30）

### 1987年度後期活動報告

懇親会 1987年10月13日(火)

United Board for Christian Higher Education in Asia の Dr. Manorama Barnabas をお迎えして。

#### 公開講演

“Women's Autobiographies: From George Sand to Maxine Hong Kingston”

Dr. Marilyn Yalom (スタンフォード大学女性研究センター副所長)

One of the subjects that has received the greatest attention by scholars in Women's Studies is women's autobiographies.

George Sand, the most famous French woman writer of the nineteenth century began to write her autobiography when she was 43 years old, and it took her 7 years to complete. In it she recounts both her personal history and the history of her times.

Contemporary American woman writer, Maxine Hong Kingston wrote *The Woman Warrior* which tells the story of her childhood in California and the stories she heard of her parents' life in China. It has at its core questions about the situation of women in an historically sexist Chinese society and in modern American, where the struggle for equality between the sexes has found expression in the recent women's movement.

New and original voices arise in American as much from the margins as from the mainstream.

第三回講演会 1987年11月16日(金)

「フェミニズムとエロコジー

一性差と母性をどう位置づけるか」

青木やよひ氏（評論家）

「男並み」をめざした第一波の女性解放運動に対して、1960年代以降の第二波は普通の女の自己実現が課題となつた。そこで女性解放の障害の一つとなったのが性差神話である。今では、男女の性差は生物学的差異よりも社会的・文化的に形成されるものが多いことが明らかになつたが、男女の生殖機能の違いだけはいぜんとして残る。

「母性」のとらえ方は、フェミニズムの中で二つに分かれる。一つは「母性機能受容派」で、日本の女性解放運動はこの傾向が強い。もう一つが「母性機能拒否派」で、人工生殖技術の開発を支持する考え方もここから出てくる。代理母、試験官ベビー、男女の生みわけなど、生殖技術の開発がすすみ、将来は人間の品種改良も可能になった。この技術を支えるイデオロギーとして日本にはつぎの4つがある。(1)反フェミニズム的発想－不妊の女性が追いつめられる背景にある家意識。(2)ラディカルフェミニズムの流れにみられる母性神話の反動。(3)清浄栽培指向（形の悪い、虫のくった野菜は劣る）。(4)優生思想の技術的基盤。

フェミニズムにもエコロジーにも危険性はあるが、人権と生命の尊厳をそこなわずどうやって様々な条件をもつた人間（女と男、老人と子供、障害者と健常者）、さらに動物と人間が、この地球という限られた星で互いに差別することなく生きのびていけるかが今後の課題であろう。



第四回講演会 1988年1月26日(火)

「家事労働の法的評価」

河合徹子氏（弁護士、神戸女学院中高部卒業生）

家事労働の定義は学者によって様々であるが、ここでは「専業主婦がしている仕事全部」をさすと考えられる。

そこで日本の法律では、家事労働がどのような評価を受けているのか判例の中で見ていく。

妻の家事労働による協力によって得られた所得だからという理由で夫の所得を妻と折半して確定申告をしたが、認められなかったケースがある。最高裁はこれが男女平等に反しないと判断を下した。その理由として、別に財産分与請求権や相続権があって、結果において実質的不平等が生じないよう配慮されているからというのである。しかしこれらの権利請求は婚姻終了によって可能になるのであって、婚姻中の場合は問題は出てくる。ところがその財産分与についても男女平等とはいがたく、妻の内助の功および家事労働は夫の労働とは同価値には認めてもられないのが現状である。

また、夫の暴力のために別居して、パートで最低の生活をしている妻には夫は従来通りの婚姻費用負担の責任はないという判決があった。その理由として妻が家事労働を行っていないからというものである。一方では妻の家事労働が十分に評価されず、他方家事労働をしていないことがマイナスに評価される。

他に家事労働が関わる法律としては、交通事故などで女性が死亡した場合の損害賠償請求権がある。昭和40年代まで家事労働に対して損害賠償が認められていなかつたが、昭和49年になってはじめて、家事専業の主婦でも死亡した場合女性の平均賃金（男性の約半分）の損害賠償請求は認めるという判決が出た。命の値段が、女の労働と男の労働の価値の違いによって算定されるということになる。

生命的維持、再生産が家事労働であるとすれば、家事労働はむしろ人間の生活の中の最も基本的なものである。憲法25条は生存権を規定しているが、家事労働はその中に据えられるくらいの評価をされてよい労働であろう。

—グループ紹介—

日本女性史の読書会をしているグループがあります。興味のある方はどなたでも歓迎。詳しくは女性学インスティチュートまで。

**女性学インスティチュート編集委員**

別府恵子、松田高志、内藤純子、床谷文雄（ABC順）

編集：神戸女学院大学女性学インスティチュート

発行：〒662 西宮市岡田山4-1 ☎(0798)52-0955(代)